

第 1 1 回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

平成 1 9 年 2 月 2 2 日 (木) 午後 2 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 0 0 分

第 2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室 (5 階)

第 3 出席者

(委員)

金谷暁, 赤羽哲朗, 蛭原意, 熊谷隆司, 塩村公子, 高橋洋子, 藤本美智, 藤原由美子, 山信田寧 (五十音順, 敬称略)

(庶務)

佐藤地裁事務局長, 太田家裁事務局長, 富山首席家裁調査官, 相馬家裁首席書記官, 島田地家裁事務局長次長, 門脇地裁総務課長, 穴戸地裁総務課長補佐, 藤井家裁庶務係長

第 4 盛岡家庭裁判所委員会議事

1 開会あいさつ (金谷委員長)

2 配布資料の説明 (金谷委員長)

3 前回以降の取組状況報告

庶務担当から, 次の項目について説明がなされた。

- (1) 成年後見制度説明会の実施について
- (2) 裁判員制度における環境整備について
- (3) 第 3 回法曹三者裁判員模擬裁判の実施状況について
- (4) 「裁判員制度全国フォーラム 2007 in 岩手」の開催について
- (5) 裁判所施設における点字ブロックの整備状況について

4 新制度の紹介について

平成 1 9 年 4 月 1 日から始まる, 「離婚時の年金分割制度」の概要について, 蛭原委員から説明がなされた。

5 議事テーマ「夫婦関係事件の家庭裁判所における手続について」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち, 次のとおり説明及びビデオ上映がなされた。

ア 夫婦関係事件に関する手続の概要 (蛭原委員)

イ 盛岡家庭裁判所における人事訴訟事件, 調停事件の動向 (庶務担当)

ウ 家事調停手続についてのビデオ上映

(2) 意見交換

議事テーマに関し、概略、次のような意見交換がなされた。

夫婦関係事件の紛争解決の手段として、重要な役割を期待されている調停手続だが、その持てる機能を十分に発揮しているか、もし不十分な点、改善していくべき点があれば、意見を伺いたい。

とても良い制度だと思う。感情的な部分が、調停を進めていくうちに徐々に和らぎ、自分を見つめ直す良い機会となるのではないか。

女性の場合、簡単だという理由で、養育費や財産分与など、何の取り決めもしないままに、衝動的に協議離婚をしてしまうケースがあるように思う。調停制度をもっと理解し、広く利用してもらえる態勢作りが必要と考える。

調停制度は、第三者を入れることによって、感情を抑える事ができるという意味で、とても良い制度だと思うし、調停委員という民間人によって支えられているうまい制度だも考える。ただ、養育費については、岩手県では1箇月1人当たり2万円から3万円が相場のようなのだが、1人の人間がこの程度の金額で育つのかという疑問がある一方、払っていけないという現実もあり、ジレンマを感じずにはいられない。

結婚、離婚は夫婦の自由だが、そこへ子供が介在すると、親権者、養育費等いろいろな問題が絡んでくる。子供の幸せを考えるとという意味で調停は大切な制度だといえよう。ただし、一般の人は調停制度の存在すら知らない事が多いと思う。

日本の場合、協議でダメなら調停、調停でダメなら訴訟という段階を踏むことになるということだが、訴訟になると時間も費用もかかるのではないか。アメリカの場合は、納得できない場合はカウンセラーが話を聞くということが行われているが、必ずしもうまく機能しておらず、日本は調停という独自の制度で、調停委員がうまく介入し、カウンセラー的な役目も果たしているように思う。

ビデオを見て、調停委員がかなり踏み込んでいるように思えて、正直危険だなと感じた。ともすると、押し付けと取られかねないので、あくまでも、決めるのは当事者なのだから、ゆっくり考えて決めてほしいということを伝えるべきではないか。

行政機関において相談業務をしていると、かなり混乱した状態で電話をしてくるケースが時々あり、一般的な情報を提供しているが、それによって初めて調停制度を知るということが結構ある。まだまだ、浸透していないのが現実のようだ。相談を受ける立場の人間にもよく知ってもらう機会が必要と考える。

協議離婚では養育費を支払わないというような、女性が不利な立場に立たされるケースが多いので、協議離婚後でも、養育費や財産分与について調停の申立てができるという点も含めて、もっと気軽に相談できることをPRすべきではないか。

離婚調停に当たって、家庭裁判所がどのような配慮をしているか、説明していただきたい。

家庭裁判所調査官の関与もその一つといえよう。調査官は、心理学、社会学等の専門的知識に基づき調停委員会をサポートしている。

また一般論として家庭裁判所は、当事者の安全確保や秘密保持に配慮しながら

望ましい形で調停を進めていくことに神経を使っている。例えば、DVに関する事件の場合は、双方当事者を同席させず、部屋を2つ用意して、調停委員がそれぞれの部屋に赴くというケースもある。また、DVの被害者の住所等は絶対に知られないように配慮している。

どのような形で調停制度の周知を図っていくべきか、御意見を伺いたい。

相談業務に携わっている機関にまず周知させ、正しい情報を相談の中でお知らせすることも必要と考える。

年金分割制度によって熟年離婚が増えると思われるので、これからは高齢者への周知も必要であろう。

市町村役場へ各種パンフレットを配布しているということだが、離婚届の用紙を交付し、受理する窓口へ備え置いてもらうよう働きかけることはどうか。

現在裁判所の待合室は、申立人と相手方各1室ずつしかないが、別事件の当事者同士が知り合いというケースが稀にあるので、実現は難しいかもしれないが、複数の待合室があるとよい。

第5 次回委員会について

主要な開催テーマは「家庭裁判所の情報提供サービスの在り方について」とし、平成19年7月17日（火）から20日（金）までのいずれかの日に、開催する方針とし、具体的な開催日時等は庶務担当から改めて通知することとした。

第6 閉会

以 上